

平成27年12月3日

放送受信契約の未契約世帯への訴訟予告通知の発送について

- 本日、大阪府、京都府、兵庫県および北海道の未契約世帯15件に対し、民事訴訟の提起を予告する通知を発送しました。（大阪府5件、京都府3件、兵庫県4件、北海道3件）
- NHKでは、テレビ受信機を設置しているにもかかわらず、放送受信契約を結んでいただけない世帯や事業所に対し、公共放送の役割や受信料制度の意義などについて誠心誠意説明を行っていますが、それでもなおご契約いただけない場合、受信料の公平負担を徹底する観点から民事訴訟を提起することとしています。
- 平成27年10月23日、これ以上営業現場での対応を重ねても契約していただくことが困難と判断した大阪府、京都府、兵庫県の未契約世帯については大阪放送局受信料特別対策センターに、北海道の未契約世帯については札幌放送局受信料特別対策センターに、それぞれ担当窓口を変更し、さらに対応を重ねてまいりました。このうち、どうしてもご理解いただけない15件につきまして、本日、民事訴訟の提起を予告する通知を発送しました。
- 今後も受信契約の締結に応じていただけない場合は、やむを得ず民事訴訟を提起いたします。

これまでの未契約世帯に対する民事訴訟

未契約世帯については、これまでに144件の民事訴訟の提起を行いました。このうち、87件については、円満に受信契約の締結と受信料の支払いに応じていただき、訴えを取り下げました。また、20件については、契約と受信料の支払いに応じていただく和解となりました。27件については、いずれもNHKの請求を認める判決が確定しています。残る10件については、現在係争中です。